

団体からの意見書等

(令和6年7月22日時点)

	要望書名	受理日	団体名	頁
1	2024年度愛知県地域最低賃金の金額を時給1500円とするよう求める意見書(㊟)	令和6年7月8日	名古屋ふれあいユニオン	-1-
2	「2024年愛知県の最低賃金を1,500円に改正を求める意見書」(㊟)	令和6年7月18日	愛知県教職員労働組合協議会	-3-
3	「2024年愛知県の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」(㊟)	令和6年7月18日	愛知地区教職員労働組合	-4-
4	2024年愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	愛知県社会保障推進協議会	-5-
5	最低賃金の大幅引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	生活保護基準引下げ反対愛知連絡会	-6-
6	愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求めることを求めます(㊟)	令和6年7月18日	愛知県労働組合総連合(愛労連)労働相談センター	-7-
7	愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書(㊟)	令和6年7月18日	愛労連ローカルユニオン	-8-
8	最低賃金を大幅に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	全日本年金者組合愛知県本部	-9-
9	愛知県民を物価高騰から守るため、愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	東三河労働組合総連合	-11-
10	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	愛知県国家公務関連労働組合共闘会議	-12-
11	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	愛知県国家公務一般労働組合	-14-
12	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会	-16-
13	2024年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書(㊟)	令和6年7月22日	日本自治体労働組合総連合愛知県本部	-18-

14	歴史的な物価高騰を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・全国一般労働組合愛知 地方本部 名古屋地域支部	-20-
15	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	自交一般 あいち	-27-
16	現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	第 101 回栄総行動実行委員会	-34-
17	現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・名古屋中地域労働組合 センター	-41-
18	愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	生協労連 コープあいち労働 組合	-48-
19	愛知の最低賃金を 1500 円以上に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	千種名東地域労働組合総連合	-49-
20	2024 年 愛知県の最低賃金を 1500 円に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全日本建設交運一般労働組合 愛知県本部	-50-
21	2024 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・全国一般労働組合愛知 地方本部	-52-
22	愛知県の最低賃金を大幅に引き上げること を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	尾張中部地区労働組合総連合	-53-
23	すべての労働者のために 2024 年最低賃金 の大幅な引き上げを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	愛知県高等学校教職員組合春 日井西分会	-54-
24	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金 の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改 定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	障害者労働組合	-55-
25	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金 の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改 定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	回転寿司ユニオン	-62-
26	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金 の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改 定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	フリーランスユニオン	-69-

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会御中

名古屋ふれあいユニ

運営委員長 鶴丸 周

[事務局] 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目16番1

花車ビル南館1

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

意見書

1.要旨

2024年度愛知県最低賃金の金額を時給1500円とするよう意見します。

2.理由

現在愛知県の最低賃金は時給1027円です。1日8時間、週休2日で年収は211万9728円となります(※1参照)。ちなみに年間労働日は258日と多めに設定しています。

(1)社会保険料、年金、税金、家賃、電気、ガス、水道料金

社会保険料、年金、税金(扶養0、介護保険料ありで計算。詳細は※2を参照)を支払い、さらに家賃(※3参照)、電気、ガス、水道料金(※4参照)を支払うと、手元に残る金額は109万1163円、月額9万930円となります。ちなみに家賃は4万円と、かなり低い金額をもとに計算しています。

(2)月額9万930円では人間らしい生活は送れません

食費には毎月4万円近くかかります。残りは5万円です。生活消耗品雑費、衣服費、通信費、交通費などがかかり、2万円が残れば良い方です。そして、医療費や、電気機器の買い換え、レクリエーション費用などを考えると、2万円でも足りず、実質的に赤字になります。

働く者の生活実感として、月額9万930円では人間らしい暮らしを長期間に渡って継続することは不可能です。

(3)最低賃金は時給1500円必要

人間らしい暮らしには、日々の暮らしの他にも将来のための貯蓄や投資も必要です。そのように考えた場合、最低でも月24万円必要です。24万円あれば、日々の暮らし、貯蓄や投資、つまり長期的な展望のあるそしてゆとりのある生活が出来ます。

月24万円の収入を得るためには最低賃金が時給1500円必要です。以上から最低賃金時給1500円をもとめます。



3. 附帯事項

(1) 愛知地方最低賃金審議会最低賃金専門部会でのすべての議論の公開および議事録の作成と公開をもとめます

昨年は非公開かつ議事録なしの2者協議での議論を経て金額が決定されました。しかし最低賃金額という公益性のきわめて高い事柄を審議する機関である以上、公開の場で素直な意見を表明するのが当然です。2者協議も含めたすべての議論の公開および議事録の作成と公開をもとめます。

(2) 最低賃金時給 1500 円実現のための政策の総動員をもとめます

中小零細企業の支払い能力を考えると、最低賃金時給 1500 円を達成させるためには政府による中小零細企業への支援が必須です。政府のすすめる「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」をより拡充するとともに、大企業の内部留保を原資とするさらなる中小企業への支援策をもとめます。さらに人件費や原材料費の高騰を価格転嫁出来るよう公正取引委員会がすすめる「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のさらなる周知・徹底をもとめます。

※1 年収、月収の算出方法

(1) 労働日の求め方

厚生労働省の 2022 年度就労条件総合調査によると、1 企業あたりの平均休日数は 107.0 日となっています。これより、労働日を $365 \text{ 日} - 107 = 258 \text{ 日}$ と求めました。

(2) 年収の求め方 $258 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \times 1027 \text{ 円} (2023 \text{ 年度愛知県最低賃金}) = 211 \text{ 万 } 9728 \text{ 円}$

(3) 月収の求め方 $211 \text{ 万 } 9728 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 17 \text{ 万 } 6644 \text{ 円}$

※2 社会保険料、年金、税金の算出方法

<https://www.mmea.biz/simulation/calculation/> を使用した。

厚生年金 19 万 7640 円 健康保険 10 万 7784 円 雇用保険 1 万 2828 円 所得税 3 万 700 円、住民税 6 万 7800 円、合計 41 万 6752 円。

※3 家賃

愛知県で一番人口の多い名古屋市で一番家賃の相場が低い天白区の 4 万円を基準とした。

※4 電気、ガス、水道料金

総務省の「家計調査 2020 年」によると一人暮らしの場合 3 つの合計で 13 万 1813 円(1 年間では電気料金 6 万 9498 円、ガス料金 3 万 6256 円、水道料金(上下水道) 2 万 6059 円)です。しかし、電気、ガス料金は近年大幅に値上げされています。

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 801組 織 名 愛知県教職員労働組合協議会
代 表 者 議長 岩澤 弘之

「2024年愛知県の最低賃金を1,500円に改正を求める意見書」

「通勤手当を上げてほしいね。ガソリン値段が上がったのだから」「塾の授業料も値上がりし、大好きな習字を辞めさせた」「電気代やガス代も値上がりし、家族が一部屋で過ごす時間が多くなった」「パンも米も物価が上がったのに給料がほとんど上がらない」「子どもの定期代も値上がりした」、これらは教職員の職員室での会話です。

現在の学校現場は、朝の勤務開始時刻には20人の教職員がお昼頃になると30人を超え、3時を過ぎる頃になると20人に減ります。それは市町村費で雇用される学校職員のほとんどが時間単位で労働し、人数では全教職員の1/3を超えているからです。学校職員は自治体により配置数が異なりますが、スクールサポートスタッフ、用務員、事務職補助、特別支援学級補助、図書館司書補助など、多くの職種の職員が働き学校を下支えています。しかし、彼らは最低賃金にプラス α の時給で雇われ、ダブルワークも珍しくありません。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています。直近の物価上昇率で再計算すると1600円~1700円前後となっています。時給1000円で生活しようとする、1.6倍の時間数を労働に費やさなくてはなりません。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

その際、審議は公開でおこなってください。密室では論議の状況がわかりません。切実な願いがどのようにして審議されているのか知る権利があります。審議会委員の決定には責任が伴います。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

また、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生の声を聞かずしてまものの論議は出来ません。

最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会 御中



住所 尾張旭市大久手町上切戸 117-1
尾張旭市立旭丘小学校気付
組織名 愛知地区教職員労働組合
代表者 委員長 嶋田 敏子

「2024年愛知県の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」

「せめて支給日には教員のようにボーナスが欲しいよね」「授業中に先生の補助に入り一所懸命やっているのに、この時給ではね」「神経をすり減らす割には時給が低いよね」「物価が上がったのに時給アップが40円ではね」「あの人が辞めて、時給の良い民間に変わったようね」、これらは教職員の職員室での会話です。

現在の学校現場は、朝とお昼頃と帰りの頃で働く人数が大幅に異なります。それは市費で雇用される学校職員のほとんどが時間単位で労働し、多くの職員は9時頃から14時頃にかけて働くからです。自治体により若干異なりますが、人数では全教職員の1/3程度です。

尾張旭市の学校職員は、用務員1,100円、配膳員1,100円、事務員1,113円、学校運営補助員1,113円など、多くの職種の職員が最低賃金プラス α で働き学校を下支えしています。しかも、勤務時間も6時間以内であり、ダブルワークも珍しくありません。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています。直近の物価上昇率で再計算すると1600円～1700円前後となっています。時給1100円で生活しようとすると、1.5倍の時間数を労働に費やさなくてはなりません。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

その際、審議は公開でおこなってください。密室では論議の状況がわかりません。切実な願いがどのようにして審議されているのか県民には知る権利があります。審議会委員の決定には、一人一人の委員の責任が伴います。

また、審議会での労働者の意見陳述を実現して下さい。労働者の生の声を聞かずしてまともな論議は出来るはずがありません。

最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以上

2024年7月15日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住所 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7
労働会館東館 301

団体名 愛知県社会保障推進協議会

代表者名 森谷 光夫

2024年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

愛知労働局「愛知県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」(別紙:愛知労働局一般公示第57号)にもとづき「意見書」を提出します。

1. 愛知県最低賃金を 1500 円以上に引き上げてください。

岸田文雄首相「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円(月150時間労働換算)を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。愛知審議会で1,500円引き上げの議論をしてください。

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています。

「1,500円」なら7割近い労働者が賃上げになります。「あいちの就業状況」(2023年平均)では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人」で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。1,500円になれば67.1%の労働者(昨年資料比較)の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。県民の暮らしを守る観点で、審議を進めてください。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3. 非正規労働者やケア労働者の当事者意見を聞き、審議に活かしてください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を実行し生の声を聴いて審議に反映してください。

とりわけ、県内の労働者数が3番目に多い「『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」を実施してください。また、昨年の「当該労働者の意見」がどういうものだったのか公表し、改善を行なってください。

以上

愛知地方最低賃金審議会殿

2024年7月15日
生活保護基準引下げ反対愛知連絡会
事務局長 樽松佐一

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

昨年11月30日名古屋高等裁判所は「憲法25条1項にいう『健康で文化的な最低限度の生活』は、…少なくとも本件改定の当時においては、人が3度の食事ができているだけでは、当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、…自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であったといえる」として2013年の生活保護基準引き下げを違法と断じました。全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。

これに加えて労働者には「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」最低賃金が保障されています。労働者には最低限度の生活に加えて「質的向上」に必要な費用も必要とされています。

しかしながら現行の最低賃金は居住費・税金・社会保険料を引くと生活扶助費とほとんど変わらず、さらに働くために必要な費用や「質的向上」のための社会的文化教育費用などは全く考慮されていません。

日本ではこの30年間賃金が下がり続け、先進国のなかで大きく引き離されてきました。賃金があがらないためにGDPの6割を占める個人消費が低迷する一方で大企業では利益が増え、内部留保が増大しています。隣の韓国では全国一律最低賃金を1050円として日本を大きく引き離しました。

さらに円安による物価高で実質賃金が大きなマイナスになっています。いまこそ最低賃金の大幅引き上げが必要です。



2024年7月17日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
愛知県労働組合総連合（愛労連）労働相談センター
所長 葛谷 輝起

愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求めます

物価高に苦しむ労働者・学生の賃金の引上げが必要

当センターは、労働者からの労働相談を受けています。相談の中身は、解雇・雇止めや職場のパワーハラスメント問題が多いですが、最近の物価高騰に苦しむ低賃金の不満が多くなっています。相談者の雇用形態は、非正規労働者が多く、雇用契約の更新止めが不安なため、賃金引上げの声をあげにくいのが現状です。

多くの非正規労働者の賃金は、最低賃金ぎりぎりです。なかには、「試用期間中だから」「学生だから」との理由で、最低賃金を下回る賃金しか支給しないという最低賃金法違反のケースの相談もあります。諸外国と比しても、最低賃金が低すぎるのが問題です。

また、専門部会の審議を公開して下さい。「個別協議で合意」は、公労使の委員会運営に反します。

非正規労働者やケア労働者の声を聞いてください。非正規労働者やケア労働者は、そもそも労働条件が厳しい現状があります。こうした労働者の声を聞かずして、審議していることになりません。

以上



2024年7月17日

7

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7

愛労連ローカルユニオン

執行委員長 樽松佐一

愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

愛労連ローカルユニオンは労働組合員の労働条件の維持改善、経済的社会的地位の向上を目指して日夜奮闘しています。組合員の生活の改善を図るためには、最低賃金の底上げが絶対に必要です。組合員の声は今の額ではやっていけないという意見が多数です。15000円以上への引き上げ求めます。

地域別の最低賃金が定められているのは世界的には少数です。我が国でもですが、県境にある事業所では、労働力が最低賃金の高い方に流れていってしまいます。15000円以上の最低賃金額とあわせて、全国一律の最低賃金制度はどうしても必要です。

以上



2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館
全日本年金者組合愛知県本部
執行委員長 渡辺義巳

最低賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

物価高騰に苦しむ高齢者・労働者・学生に寄り添い、県民が見える形での審議や意見陳述を求めます

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【正規だけではなく非正規労働者にも賃上げを】

岸田文雄首相「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。しかし、高齢者の命綱、公的年金額はマクロ経済スライドで引き下げられ、物価高騰の煽りをまともに受けて苦しい生活を送っています。年金額は殆どが現役労働者の賃金で決定されます。愛知審議会では是非とも1,500円引き上げの議論をしてください。

【28都道府県4万8千人を対象に実施した全国最低生計費試算調査】

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円(月150時間労働換算)を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみられています。

【1,500円なら7割近い労働者が賃上げになる】

「あいちの就業状況」(2023年平均)では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。昨年の愛知地方最低賃金審議会の資料では1,027円になることで県内労働者の27.5%(男性16.1%、女性37.8%)、30万人超に影響があると報告されました。1,500円になれば67.1%の労働者(昨年資料比較)の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

【愛知審議会からの要望を引き続き】

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政

府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を昨年から折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 豊橋市中柴町 100-1
 組 織 名 東三河労働組合総連合
 代 表 者 議長 伊藤 英一

愛知県民を物価高騰から守るため、愛知県最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

1. 最低賃金 1027 円ではまともな生活は送れません

愛知の最低賃金が昨年ようやく1000円を超えました。ご尽力頂いた貴審議会には感謝申し上げます。さて、愛知県の最低賃金1027円で8時間22日間働くと180,752円です。ここから保険料等が引かれると、手元に残るのは、15万円くらいでしょうか。さらに年収ベースでは217万円弱です。これで、まともな生活が送れるとは到底思えません。

今年3月みずほリサーチ&テクノロジーズのレポートが出ました。「物価高による家計負担増対前年度比で22年度は10.8万増。23年度は9.5万増。24年度は7.8万円増予想。22～24年度累計では+28.1万円」つまり24年度年間支出は21年度より28.1万円増加という予想です。

これを最低賃金のアップで補填すると考えてみました。

$281,000 \text{円} \div 12 \text{月} \div 22 \text{日} \div 8 \text{時間} = \text{約} 133 \text{円}$ つまり24年度は21年度より時給133円アップしていないと物価高騰分を補填できません。21年度最賃955円+133円=1088円。24年度最低賃金は前年度より61円アップの1088円が最低でも必要となってきます。

もちろん家族の人数等もあり、簡単には言えませんが。

いずれにせよ、最低賃金を大幅アップしなければ、物価高騰分すら賄えないこととなります。

私たちが全国的に実施している生活実態調査では、すでに最低賃金1500円でも「普通の生活」ができないというデータが、毎年積みあがっています。

今こそ、最低賃金を1500円(月額264,000円)に引き上げることを要望します。

2. 全国 35 の地方審議会同様、中小企業支援を国に要望して下さい

日本の労働者の実質賃金は26か月連続して下がり続けています。非正規労働者の増加(労働者の約4割)は企業側の人件費カットとしては有意だったかもしれませんが、しかし、国民の購買意欲は減少し、経済がしぼんでいく可能性もあります。大企業の儲けは増えている一方で、労働分配率は減少傾向が続いているそうです。(三井住友DSアセットマネジメント2024年4月19日)

国内の経済を元気にさせる為に、最低賃金の大幅引き上げは大切な政策だと考えます。もちろん中小企業への政府としての力強い補助は大切で、それなくしては大幅引き上げは困難でしょう。

全国35地方審議会が「中小企業への支援策拡充等」を政府に要望していると聞きます。是非とも貴審議会においても同様の要望を政府に提出することを望みます。

3. 大幅引き上げ、そして全国一律へ

2022年の私どもの調査で、東三河における求人時給が西三河・名古屋地区等に比べ、下回っていました。理由は隣接・静岡県最低賃金が913円(愛知県955円)と愛知に比べ低く、求人時給を最賃程度にしても静岡県からの求人が見込まれること、などです。

東三河の労働条件が「隣接する静岡県に引っ張られて」愛知県内他地域に比べ良くない。そういったことも明らかになりました。東三河だけでなく、どうか、全国を元気にするためにも「全国一律最賃制度」の実現を展望して下さい。

4. 実態をリアルに把握するため、意見陳述と専門部会の公開をしてください

最低賃金の低さを痛感しているのは、現場の労働者です。是非そういった労働者に審議会での意見陳述をさせてください。また、専門部会はもちろん「二者協議」も公開してください。



名古屋市中区丸の内3-5-2
愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
議長 國枝孝幸

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規学卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めただうえで、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています」。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。



4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が 3 番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



名古屋市中区丸の内3-5-2
愛知県国家公務一般労働組合
執行委員長 柴田 秀幸

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規学卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めたとあって、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。



4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が 3 番目に多い「『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



名古屋市中区三の丸2-5-1
 国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会
 議長 川上 雅 司

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めたとうえで、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会で1,500円引き上げの議論をしてください。

【人材確保の点からも地域最賃の大幅な引き上げを】

国土交通省中部地方整備局の職場では、1月1日に発生した能登半島地震への復旧・復興のために、北陸地方整備局に設置された能登復興事務所へ職員を派遣するなど、全国で頻発する自然災害に懸命に対応し、被災住民の「生まれ育った地域での生活と生業」を取り戻せるように奮闘しています。さらに、厳しい定員事情の中で、長時間超勤や頻繁な転勤により、係長クラスまでの若手・中堅職員の離職が留まらず、職員の確保に困窮する状況が多数見受けられます。

こうした中、少なくとも「人並な賃金」の確保のためにも、物価高騰に苦しむ職員の生活改善につながる最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみています。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では



嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年から折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上

2024年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市北区柳原三丁目7番8号
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 林 達也

2024年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

1. 地方自治体でも最低賃金 1500 円以上が必要です。

地方自治体で働く会計年度任用職員（非正規）の賃金水準は、最低賃金に張り付いている自治体も多く、最低賃金の大幅引き上げは、会計年度任用職員の生活改善に直接つながります。

岸田首相は「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事は「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。

非正規職員だけではなく、国家公務員や地方公務員の正規職員も高卒初任給では最低賃金を下回る事態もあり、昨年の人事院勧告では、人事院自身も最低賃金を下回る課題を認識した上で初任給の引き上げを勧告しました。

愛知県の最低賃金は昨年の改定で1027円となり、初めて1000円を超えましたが、労働組合が全国で実施した最低生計費試算調査では、若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円（月150時間労働換算）を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。愛知審議会で1,500円へ引き上げの議論をしてください。

2. 中小企業に対する特別な財政支援措置を行うことを政府に求めてください。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会で初めて「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めてください。



3. 「非公開で議事録なし」ではなく、労使が活発な議論をオープンの中でしてください。

昨年から専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」（2者協議）が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を公開の場で行ってください。労働者の代表も使用者の代表も、個人で審議会委員になったのではなく、組織や会社の代表として委員に任命された以上、その発言が「個人情報」とは関係ありません。非公開にする場合でも、せめて議事録を残してください。

4. さまざまな労働者から意見表明できる機会を作ってください。

全国の過半数の審議会を実施している労働者の意見陳述を愛知県でも行ってください。今年から岐阜県でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を受け止め、県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野の労働者や『非正規』労働者の意見表明ができる機会を作ってください。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげ、審議会での真摯な議論を望みます。

以上

歴史的な物価高騰を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

貴職の日ごろの最低賃金への真摯なとりくみに敬意を表します。

1. 2024年の愛知地方最低賃金審議会の重大な責任に立った審議を求めます。

私たち全労連・全国一般愛知県名古屋地域支部は、最低賃金の大幅引き上げに際しては中小企業支援策を先行させつつ、時間給で働いて暮らしを営んでいる青年層・女性層の労働・生活実態を把握して、愛知の地域別最低賃金をすみやかに1,500円以上に引き上げ、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するよう強く求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に社会と経済の全体において賃金の底上げができず、生活の質的レベルが大きく後退し、物価上昇にまったく追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれてこなかったからです。この事実が最賃審議会の重大な責任を現しています。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。

私たちは、厚生労働省の資料からの推計でも、時給1500円に満たない働き方をしている低賃金労働者（全労働者の44%にのぼる、主として青年・女性層）の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおりに要請します。

2. 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にする。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確にする。



2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方－2020年基準消費者物価指数－』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

3. この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額であり、真剣で責任ある審議がおこなわれてきたかと疑問に感じている県民が増えています。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の

三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」(栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録)。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのではないのでしょうか。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップをとって全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのではないかと考えています。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を実態に即し正確に把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思えます。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回っていることの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年(2022年)の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。』と述べ、『今年度(2023年)の各ランクの引き上げ額の目安(目安額)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解にもとづけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

4. 物価高騰を上回る、年2回(10月と4月)の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円(4.47%)引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正(全国、および愛知県)を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数(総務省統計局)

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率
7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響

すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正をおこなうためにも、当然、こうした予算を確保すべきであることを申し添えます。

5. 審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知県最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対

する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。

現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論をおこなう部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。

愛知地方最低賃金審議会では、この報告にもとづき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議でおこなわれ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手にとった審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」の密室審議であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手にとった闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。

専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。

しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけ

の審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任するべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。
- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。
- (7) 全国一律最低賃金制度を早期に法制化・確立に向けての意見を国にあげてください。

以上

2024年7月25日

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名
執行委員

愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にすることを求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、**消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする**こと。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、去年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに去年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前2者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われまます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、 **最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。**
- 2、 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、 7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を、実施してください。

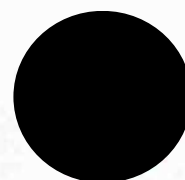
以上

2024年7月25日

自交一般 あいち



鎌田



愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

私たち栄総行動実行委員会は、この間、中小企業支援策を先行させつつ、愛知の地域別最低賃金を早期に1,500円以上とし、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するように求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に賃金の底上げができず追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれていないからです。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。私たち栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、**消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする**こと。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいつそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などの下



うに頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。

か。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅

を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所)によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)参考資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月(29%)が最も多く、4月(20.3%)が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより(および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより)、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調

査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでし

た。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらもまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。**
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。**
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。**

- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

第101回栄総行動実行委

実行委員長 内海美穂子

愛知地方最低賃金審議会会

中山徳良殿

現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

貴職の日ごろの最低賃金への真摯なとりくみに敬意を表します。

1. 2024年の愛知地方最低賃金審議会の重大な責任に立った審議を求めます。

私たち全労連・名古屋中地域労働組合センターは、この間、中小企業支援策を先行させつつ、時間給で働いて暮らしを営んでいる青年層・女性層の労働・生活実態を把握して、愛知の地域別最低賃金を早期に1,500円以上に引き上げ、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するよう強く求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に社会と経済の全体において賃金の底上げができず、生活の質的レベルが大きく後退し、物価上昇にまったく追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれてこなかったからです。この事実が最賃審議会の重大な責任を現しています。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。私たちは、厚生労働省の資料からの推計でも、時給1500円に満たない働き方をしている低賃金労働者（全労働者の44%にのぼる、主として青年・女性層）の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

2. 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にする。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に



購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

3. この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額であり、真剣で責任ある審議がおこなわれてきたかと疑問に感じている県民が増えています。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における

最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっいて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップをとって全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのではないかと考えています。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を実態に即し正確に把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思えます。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回っていることの重大さがクローズアップされており、昨年中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解にもとづけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

4. 物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所)によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)参考資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月(29%)が最も多く、4月(20.3%)が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより(および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより)、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる

補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

5. 審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主

的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。
- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

全労連・名古屋中地域労働組合センター

議長 國



愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

2024年7月10日

愛知県長久手市蟹原2001 コープあいち名東センター2F
生協労連 コープあいち労働組合
中央執行委員長 中西 芳夫

愛知県の最低賃金を1,500円に引き上げることを求める意見書

愛知県の最低賃金改定にむけて、日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、中央最低賃金審議会(以下『中賃』)で、2024年の地域別最低賃金の改定に向けた議論が始まりました。歴史的な物価高騰の状況で、大企業中心に賃金引上げの動きは広がっていますが、労働者の実質賃金は下がり続けています。賃金が引上げ物価高騰に追いついていないということが示されています。私たち労働組合が取り組んできた最低生計費調査では、普通に暮らしていくには時給1,500円以上が必要という結果が出ています。私たちコープあいち労働組合として、いまずぐ最低賃金は、時給1500円以上にすることが要求です。

いまずぐ愛知県の最低賃金を1,500円以上への引上げを

私たちコープあいちで働く職員は、エッセンシャルワーカーとして、利用者の生活を支えるために働いています。その多くは、非正規労働者です。コープあいちの最低採用時給は1030円で、愛知県の最低賃金とほぼ同額です。ダブルワークをするアルバイトやパートもいます。生活のために長時間労働となるなかまもいます。健康面でも非常に心配です。病院へ行くお金を惜しむことなく、ダブルワークをする必要もない賃金で生活ができる社会づくりが必要です。社会全体で「1500円以上に引き上げていくことが必要です。私たちは、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

最低賃金水準で働く労働者の生の声を陳述で

特に、最低賃金額水準で働く非正規労働者は、私たちのような流通や小売業態・ケア労働者に多くいます。意見陳述の機会は例年却下されています。ぜひ最低賃金水準で働く労働者の生の声をきく機会を最低賃金審議会でも求めるものです。

すべての審議を見える化、公開してください

すべての「審議」を公開してください。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。

最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

物価高騰の中で、多くの企業で賃上げが行われています。中小企業などではまだ十分な賃上げができておりません。中小企業が賃上げしやすいように、価格転嫁の徹底や、原資確保ができるような対策を講じるように政府に引き続き求めて下さい。



以上

2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市名東区社台3丁目263-1
CASA NOAH 名東104号室
千種名東地域労働組合総連合
議長 神村 敬太郎

愛知の最低賃金を1500円以上に引き上げることを求める意見書

1. 1027円ではまともな生活はできません。

最近の異常な物価高騰の状況下では時給1027円では生活は大変です。春闘では近年にない賃上げが実現したといわれていますが、物価上昇がそれを上回り、実質賃金は低下しているのが実態です。スーパーで買い物をする際も、消費期限切れ間近の値下げ商品について手が伸びてしまうことが多くなりました。学生たちは弁当を何食にも分けて食べているという話もよく耳にする昨今です。岸田首相の言う10年後ではなく今すぐにも1500円を実現して、できれば1700円を早急に実現するよう要望します。

2. 最賃審議会の内容を公開して、意見陳述を実現して下さい。

7月4日に行われた審議会を当方の事務局長・杉本が傍聴させていただきましたが、実質的な審議は専門部会・小委員会で行われるということで、内容の無い形式的な審議にがっかりしたとの感想でした。

是非、実質審議の場も傍聴できるよう公開して頂いて、非正規労働者などの切実な意見を述べさせていただく機会を作っていただきますよう要望します。

以上



2024年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市中川区宮脇町2-99-2
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部
執行委員長 田村一志

2024年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

はじめに～子どもにも及ぶ貧困問題～

長引く物価高騰のなかで、経済的な困窮に陥いる人たちが大勢います。

ここでは、とりわけひとり親家庭に焦点をあてます。

政府による「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」では、母子世帯のうち就業している世帯は86.3%です。その就業状況は以下の通りです。

正規の職員・従業員：48.8%

自営業：5.0%

パート・アルバイト：38.8%（派遣社員を含むと42.4%）

母親の就労による年間収入は平均236万円です。

一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高くなっています。

このような調査結果の数字から、子育てをしながら就労する女性労働者、とりわけ母子世帯の経済的な厳しさは、想像に難くありません。

乳児であればミルク、おむつ、衣服の購入は避けられません。幼児期は、体が成長するために衣服、靴などの買い替えは必須です。就学後も同様です。就学援助制度はあるものの、それだけで心配がなくなるわけではありません。塾やおけいこなどをガマンすることもあります。

そればかりか、夏休みなどでは学校給食がないために満足に食事がとれない、という事態もあります。子どもの貧困率は令和3年で11.5%であり、平成30年の調査14.0%より改善傾向にありますが、それでも現実に貧困に苦しむ家庭、子どもは存在しているのです。

経済的な困窮問題は、今紹介したひとり親世帯にとどまりません。若年労働者、非正規労働者に広く共通した問題になっています。

これらのことを踏まえ、以下3点を求めます。



1. 愛知県の最低賃金を1500円以上に引き上げてください。

「はじめに」で触れたことに加え、実質賃金が25カ月連続マイナスという状況です。物価高騰は終わりが見えず、食料品の値上げは今年1月から1万品目以上、7月からだけでも411品目にも上ります。

時間給が1500円になっても、年間収入は200万円程度で十分ではありません。しかし、現在の「1027円」という金額では、さらに大変な状況だということは一目瞭然です。

今年のうちに最低賃金を「1500円」以上にしてください。

2. 決定の過程を公開してください。

昨年、専門部会が公開されましたが、極めて形式的なものでした。最低賃金の決定に至る議論は「2者協議」という場で行われたようです。「2者協議」とはなんですか。審議会の規定にそうしたものがあるのか、知りません。

公の場を避けなければいけない議論がされているのか、何が話されて最低賃金が決まったのか、県民が全く知ることのできない状態です。

まして、公労使の代表者がいるにも拘らず、そうした場で議論されないとしたら、何のために委員が集まっているのかわかりません。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

専門部会を公開し、その場でしっかり議論して、県民のだれもがその決定の過程が分かるようにしてください。

3. 審議会での労働者の意見陳述を行ってください。

最低賃金の引き上げがもっとも直接的に影響を受けるのは、非正規労働者です。最低賃金を決める場で、最低賃金で働く労働者の実態を抜きに決めることは適当ではありません。昨年まで「意見陳述は必要ない」という決定になっていますが、ではどれくらいこうした労働者の声や実態が審議の場で取り上げられたのか、これも審議の場が公開されていないためわかりません。

労働者の意見陳述を実施するとともに、民主的、かつ公開された審議会の運営を強く求めます。

以 上

2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知県名古屋市中区丸の内1丁目9-7-405
全労基組愛知地方本部
委員長 煤本國治

2024年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

【物価の高騰に賃金の上昇が追い付いていない】

生活に欠かせない食料品や日用品が値上がりし、消費者物価指数は2023年度の平均に対して3.0%も上昇しており、私たちの暮らしは大変厳しい状況にあります。このような状況で、人々の生活を守り、景気を上向かせるためにも、最低賃金の大幅な引き上げが欠かせません。私たち全国一般労働組合の一部の職場でもパート雇用の賃上げは2%台にとどまり、物価上昇に追い付いていません。賃金を底上げし、消費を向上させることで、社会全体の経済を活性化させることができると考えます。

【中小企業・業者への支援策は必須です】

電気代・ガス代、仕入れの値上げにより利益の減少に苦しむ中小企業・業者に向け消費税の減税・インボイス制度の廃止・社会保険料の負担軽減などの支援策を取ることが必要です。中小企業・業者に向けて利用しやすく力強い財政支援の拡充は不可欠と考えます。是非とも国や県に対し政策要望を引き続き行ってください。

【最低賃金を1,500円に引き上げてください】

最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知での最低生計費試算調査では、8時間働いて普通に暮らせるための時間給は1,500円を超えています。全国で行われた調査でもほとんどで1,500円を超える結果が出ています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。早期に全国一律の最低賃金が1,500円となるように議論をしてください。

また、愛知県でも専門部会の議論を全て公開し、審議会での労働者の意見陳述を実施して下さい。労働者の生活実態に基づいた意見を直接聞いていただき、審議が行われることを求めます。

以 上



2024年7月19日

愛知県地方最低賃金審議会 御中

春日井市鳥居松町5丁目32番地ザ・ペンタゴン4F

尾張中部地区労働組合総連合

議長 望月 敦

愛知県の最低賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

尾張中部地区労働組合総連合は、小牧市春日井市を中心に活動している労働組合の連合体です。

ここ数年の物価高で、生活費の高騰は再現がありません。地域のスーパーでは、夕方になると惣菜売り場に人だかりが出来、半額セール値札が貼られるやいなやあっという間になくなることが、毎日のように続いています。

特売日にも行列が出来ており、生活防衛に奔走している住民・労働者が大勢居ることの証です。

その中で、最低賃金を大幅に引き上げることが、市民生活をささえる重要な施策と考えます。最低賃金を1500円への引き上げが早急になされれば、労働者の生活改善に大きな影響をあたえると考えます。ぜひ、引き上げにつながる議論をお願いします。



2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会御中

愛知県高等学校教職員組合春日井西分会
分会長 加藤博一**すべての労働者のために2024年最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書****1. 非正規労働者・アルバイト学生・奨学金返済者等の生活向上のためにも、愛知県最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。**

いま日本では、名目賃金が上がってはいるものの物価高騰がそれを大きく上回り、実質賃金の前年同月比がマイナスとなる月数は最長記録の更新を続けています。今こそ、大幅な賃上げが必要です。そのような状況を受けて大企業の正社員には大幅な賃上げの波が押し寄せていますが、中小企業の労働者や非正規労働者には賃上げの波はほとんど及んでいません。一方、大学生・専門学校生の多くは奨学金の貸与を受け、それでも生活が苦しいためにアルバイトをいくつも掛け持っています。彼らは卒業・就職するとすぐに奨学金の返済に追われ始め、余裕のない生活を強いられることとなります。そして、将来にわたって不安を抱え、結婚や子育てから遠のいていく者も少なくありません。日本が少子高齢化から脱して誰にとっても生活しやすい国になるためにも、最低賃金の大幅な引き上げ、最低でも時給1,500円以上とする引き上げを強く求めます。

2. 中小企業支援・「年収の壁」改善を、政府に迫ってください。

最低賃金引き上げの議論の際に、「体力の弱い中小企業には引き上げは無理だ。」ということが必ず話題になります。労働者の賃上げのために会社がなくなってしまうのは元も子もないことは、言うまでもありません。特に愛知県には、「ものづくり愛知」を支え、さらには大企業の下請けとして踏ん張ってきて、そして高卒生を多く受け入れてくださっている中小企業がたくさんあります。こういった中小企業が苦しい立場に追いやられることがないように、政府による支援を愛知県審議会として要請してください。また一方で、「年収の壁」が変わらないために、配偶者等の被扶養者となっているパートタイム勤務者は、賃金が上がると勤務時間を減らして所得が変わらなくなるようにし、物価高騰のために生活が苦しくなるばかりという状態に陥っています。審議会における最低賃金引き上げの議論が正しく人々の生活に反映されるようになるためにも、「年収の壁」の引き上げを政府に要請してください。

3. 貴審議会を「開かれた審議会」にしてください。

愛知県の労働者のために貴審議会は議論を積み重ねておられることと拝察いたします。貴審議会が非正規労働者を含めた広汎な県民の意見を丁寧に聞き取られますよう、また、その審議過程をすべて公開するなどして広く県民に示されるよう、お願いいたします。

以上

住所 愛知県春日井市田楽町 1320 番地
団体名 愛知県高等学校教職員組合春日井西分会
代表者 分会長 加藤博一

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、去年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに去年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのではないでしょうか。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えといふ物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われまます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

障害者労働組合

組 合 員 後 藤 陽 司



愛知地方最低賃金審議会会長

中 山 徳 良 殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にすることを求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていた、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に相応した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずで、現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われ、愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

回転寿司ユニオン

組合員一同

愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、去年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに去年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えといわれ、物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われまます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

フリーランスユニオン

会員 後藤 陽 司 

愛知地方最低賃金審議会会長

中山 徳 良 殿